

全 員 協 議 会

日 時 平成29年10月24日（火）
本会議休憩中
場 所 議場

内 容

- 1 議長の選挙について

議長及び副議長の選挙について

1 選挙の方法について

(1) 投票

ア 方法

- ・ 投票用紙に適任者を記載、投票箱に投函
- ・ 単記無記名

イ 当選人の決定

- ・ 法定得票数は、有効投票総数を定数1で除して得た数の4分の1以上
- ・ 法定得票数以上で、最多数を得た者が当選人

※ 法定得票数 6票

(2) 指名推選

ア 方法

- ・ 議員全員の意思が一致しているとき
- ・ 特定の議員又は議長（臨時議長）が被選挙人を指名し、会議に諮り決定

イ 当選人の決定要件

- ・ 指名推選の方法によることに議員全員に異議がないこと。
- ・ 指名の方法に議員全員に異議がないこと。
- ・ 指名された人が当選人となることについて議員全員に異議がないこと。

2 その他

選挙について、立候補の規定は準用されないため、挨拶をした議員以外の議員への投票も有効